

市民公益活動センター指定管理者候補者の選定方法等について

1 指定管理者候補者等の選定

指定管理者候補者の選定にあたり、公募により応募者から提出された事業計画書等の内容について選定を行い、吹田市立市民公益活動センターを最も効果的・効率的に管理できると認められる団体を、指定管理者候補者（優先交渉権者）として決定する。

なお、選定においては、指定管理者候補者、次点者を決定するものとする。

2 選考の手順

- (1) 選定委員会の設置
- (2) 募集要項の策定、評価項目及び選定基準等の設定
- (3) 選定方法の決定
- (4) 応募書類要件審査
- (5) プレゼンテーション、ヒアリングの実施及び選定
- (6) 選定結果の通知及び公表
- (7) 指定管理者の指定（市議会の議決）

3 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、審査の公平性及び客観性を確保するため、吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

4 募集要項の策定、評価項目、選定基準及び配点の設定

市は、選定委員会で承認を受け、応募条件・資格要件の設定を行い、募集要項を策定するものとする。

また、選定段階で応募者を総合的に評価するため、市が定める選定基準に基づき、評価項目、配点を設定するものとする。

5 選定方法の決定

選定方法は、選定委員会において、別紙、選定基準及び評価方法に基づき各選定委員が評価点による順位付けを行い、第一位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定する。（一位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、二位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、決定する。二位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位と

し、決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の合議又は多数決による)

なお、各委員の採点合計の平均点が 60 点以上の応募者を指定管理者候補者とする。

6 応募書類要件審査（資格審査）

事務局は、応募者から提出された書類について下記の事項を確認し、全てを満たさない応募者は失格とする。

- ① 申請書等提出書類が全てそろっていること。
- ② 指定した書類に必要な事項が記載されていること。
- ③ 応募者が応募資格を満たしていること。

7 プレゼンテーション、ヒアリングの実施及び選定

(1) 応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 上記の終了後、選定委員による選定を行う。

ア 評価方法等について、確認する。

イ 選定委員により、応募者に対する意見交換等を行う。

ウ 各選定委員会委員が評価方法に基づき採点し、順位付けを行い、事務局に提出する。

エ 各選定委員より提出があった採点表に基づき、第一位と順位付けした委員数が多いものを上位とし、応募者の順位付けを行う。

(3) 選定委員会は選定方法等を決定する委員会であり、選定における公平性の確保と委員会における自由闊達な意見交換を阻害する恐れがあるため、非公開とする。

8 選定結果の通知及び公表

(1) 応募者への選定結果通知

市は、選定後、速やかに応募者に結果を通知するものとする。

(2) 選定結果の公表

選定結果については、以下の内容をホームページ上で公表する。ただし、応募者の事業活動に明らかに不利益と認められるものは、公表しないものとする。

ア 指定管理者候補者名および評価点

イ 全提案者の名称（申し込み順）

ウ 全提案者の各委員の評価点及び順位付け（一位と順位付けした委員数の順 指定管理者候補者以外は記号（アルファベット）表示）

エ 審査項目・基準、配点

オ その他必要な事項

9 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、市議会での議決を経た後に市が指定管理者として指定し、その旨を市が告示するものとする。